

## 第 3 編

委任、請訓、進達及び専決範囲

(両面印刷の裏紙用白紙)

### 第3編 委任、請訓、進達及び専決範囲

第1章 総則	1
第1節 進達	1
第2節 請訓	1
第3節 上申	1
第4節 進達、請訓又は上申に際しての留意点	1
第1 地方局長の対応	1
第2章 該当案件	2
第1節 進達	2
第1 特別永住許可に関するもの	2
第2 在留カードの交付に関するもの	3
第3 特別永住者証明書の交付に関するもの	3
第4 公示送達に関するもの	3
第5 報告徴収等に関するもの	4
第6 改善命令に関するもの	4
第7 登録支援機関の登録に関するもの	4
第8 登録支援機関の取消し	4
第2節 請訓	4
第3節 上申	5
第4節 その他	6
第3章 支局長及び出張所長の専決範囲	6
第1節 総則	6
第2節 上陸審査	6
第1 支局長の専決範囲	6
第2 出張所長の専決範囲	7
第3節 入国事前審査	7
第1 支局長の専決範囲	7
第2 監理官たる出張所長の専決範囲	7
第3 首席審査官たる出張所長の専決範囲	7
第4 統括審査官たる出張所長の専決範囲	7
第4節 在留審査	8

第1	支局長の専決範囲	8
第2	監理官たる出張所長の専決範囲	8
第3	首席審査官たる出張所長の専決範囲	8
第4	統括審査官たる出張所長の専決範囲	9
第5節	在留カードの再交付申請命令	10
第1	支局長の専決範囲	10
第2	出張所長の専決範囲	10

## 第1章 総則

### 第1節 進達

入管法に規定する法務大臣の権限は、入管法第69条の2第1項の規定に基づき、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。また、同条第2項において、出入国在留管理庁長官の権限（同条第1項の規定により法務大臣から出入国在留管理庁長官に委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長（以下「地方局長」という。）に委任することができる。一方、特別永住者証明書の交付及び在留カードの交付等、その権限が地方局長にまで委任されていないもの（第2章第1節）について処分を行う場合には、各権限の主体である法務大臣又は出入国在留管理庁長官の判断を求める必要があり、地方局長は直近の上級行政庁である出入国在留管理庁長官に対して進達を行う。

### 第2節 請訓

在留資格変更許可処分等の在留諸申請に対する処分等、その権限は地方局長に委任されているが、当該処分に当たり、地方局長限りで判断することが困難な案件や、より高度な判断を必要とする案件として出入国在留管理庁長官があらかじめ定めたもの（第2章第2節）について、地方局長は出入国在留管理庁長官に対して請訓を行う。

### 第3節 上申

第2節には該当しないが、地方局長限りで取扱いの方針を判断することが困難な案件や、出入国在留管理庁（以下「本庁」という。）の判断が必要であるとしてあらかじめ定めたもの（第2章第3節）について、地方局長は本庁に上申を行う。

## 第4節 進達、請訓又は上申に際しての留意点

### 第1 地方局長の対応

- 1 地方局長は、以下の事項を明確にした上で、進達、請訓又は上申を行うものとする。
  - (1) 事案の概要

- (2) 事実関係及び事実認定
- (3) 処分や措置の方針に係る判断が困難となっている点
- (4) 法令上の考え方
- (5) 地方局長の考える対応案及びその理由
- (6) その他特筆すべき事項

(注) 事実関係等として記載すべき事項は、個別の事案によって異なることとなるが、例えば、後記第2章第2節第2又は第3に該当するとして請訓しようとする場合は、入管法第7条第1項第4号に適合しないこととなった上陸拒否事由の具体的内容、上陸を特別に許可すべき事情の具体的内容や在留資格該当性等のほか、以下の事項を盛り込むよう留意するものとする。

- 出入国歴
  - 在留状況
  - 親族状況（在日・在外親族のほか内縁関係にある者等も含め、本人との関係、住居地、職業、在留資格、収入等を含む。）
  - 経歴（賞罰等も含む。）
  - その他参考事項（配偶者と同居することを目的として入国しようとする者である場合においては、婚姻経緯を含む。）
- 2 地方局長は、請訓及び上申を行うことが真に必要であるか迅速かつ適正に判断を行うものとする。請訓及び上申を行うことについて事実関係等の調査を行う必要がある場合は、速やかに行うものとする

## 第2章 該当案件

### 第1節 進達

地方局長は、次のいずれかに該当する場合（公示送達に関するものを除く。）は、出入国在留管理庁長官に進達するものとする。なお、公示送達に関するものについては、法務大臣に進達するものとする。

#### 第1 特別永住許可に関するもの

特別永住許可申請案件及び特別永住許可の取消し案件

#### 第2 在留カードの交付に関するもの

#### 在留カードの交付案件

(注1) 原則として、進達は、在留カードの交付後、各地方出入国在留管理局・支局において1か月分（管下出張所分を含む。）をまとめて、本庁在留管理支援部在留管理課に入管WANで在留カード交付リスト及び送付状を送付することによって行うこととする。在留カード交付リストには、在留カード番号及び交付日を記載することとし、これらの情報は統合データベースから抽出する。なお、本進達については、毎月の業務統計（第9表）の報告をもって代えることができることとする。

(注2) 在留カードを交付する場面は、以下のとおりである。

- 1 新規上陸に伴う在留カードの交付（上陸許可後の交付）
- 2 新規上陸に伴う在留カードの交付（後日交付）
- 3 住居地以外の記載事項の変更
- 4 在留カードの有効期間の更新
- 5 在留カードの紛失再交付
- 6 在留カードの汚損等再交付
- 7 在留カードの交換希望による再交付
- 8 在留資格変更許可、在留期間更新許可、永住許可及び在留資格取得許可に伴う在留カードの交付

### 第3 特別永住者証明書の交付に関するもの

特別永住者証明書の交付案件（交付について本庁から指示のあったものを除く。）

(注1) 原則として、進達は、特別永住者証明書の交付（東京出入国在留管理局オンライン審査部門おだいば分室においては発送）後、1年分をまとめて、交付庁から直接本庁在留管理支援部在留管理課に入管WANで送付状を送付することによって行うこととする。

(注2) 特別永住者証明書を交付する場面は、以下のとおりである。

- 1 特別永住許可に伴う特別永住者証明書の交付
- 2 住居地以外の記載事項の変更
- 3 特別永住者証明書の有効期間の更新
- 4 特別永住者証明書の紛失再交付
- 5 特別永住者証明書の汚損等再交付
- 6 特別永住者証明書の交換希望による再交付

### 第4 公示送達に関するもの

意見聴取通知書又は在留資格取消通知書の公示送達案件

第5 報告徴収等に関するもの

報告徴収又は立入検査案件

第6 改善命令に関するもの

改善命令案件

第7 登録支援機関の登録に関するもの

登録支援機関の登録又は登録の更新案件

第8 登録支援機関の取消し

登録支援機関の登録取消し案件

第2節 請訓

地方局長は、次のいずれかに該当する場合は、出入国在留管理庁長官に請訓するものとする。

第1

第2

第3 上陸を特別に認めるべき理由があると認められる入管法第7条第1項第4号不適合者に係る在留資格認定証明書交付申請案件

※

第4 第10編第1章第3節第4の3（人身取引等の被害者に対する措置）の（2）のアからウまでのいずれかに該当することは明らかではないが、被害者が我が国への在留を希望し、かつ、被害者の心身の状態、保護の必要性その他の事情を考慮し、我が国への在留を認めるのが相当と認められる案件

第5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた外国人からの在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請であって、変更又は更新を許可することが適当でない認められる案件

(第10編第1章第3節第5の4参照)

第6 在留資格の取消しの決定に係る案件

1 永住者の在留資格の取消案件のうち以下のいずれかに該当する案件

- (1) 出国するための必要な期間を指定する案件
- (2) 退去強制手続が執られる案件
- (3) 地方局長限りで判断することが困難な案件

2 入管法第22条の4第1項第6号から第10号までに該当する案件(ただし、被聴取者が正当な理由なく意見の聴取に応じない場合又は第6号及び第7号における「在留していることにつき正当な理由」若しくは第8号及び第9号における「届出をしないことにつき正当な理由」の有無について争っていない場合を除く。)

第7 出入国在留管理庁長官が指定した案件

次のいずれにも該当しない「特定活動」への在留資格変更許可案件

- 1 特定活動(入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動)であって法務大臣があらかじめ告示に定める活動に該当する案件
- 2 特定活動(入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動)であって上記1の告示で定められていない活動に該当する案件(第12編第2章第26節第2の2、3、7(第2の7に定める地方局長の専決を認めた案件に限る。)及び9(第2の7に準じて地方局長の専決を認めた案件に限る。)に掲げるものに限る。)
- 3 継続就職活動、就職先内定者及びこれらの家庭の継続在留活動案件(第12編第2章第21節参照)
- 4 出国準備のための活動案件(第10編第1章第2節参照)
- 5 人身取引等被害者の在留活動案件(第10編第1章第3節参照)

第8 永住許可申請に係る案件(第12編第2章第27節参照)

第9 別途、通達・通知等により本庁が指定した案件

### 第3節 上申

地方局長は、次のいずれかに該当する場合は、出入国在留管理庁長官宛てに上申するものとする。

- 第1 留学の在留資格に係る基準省令の規定に基づき、日本語教育機関等を定める告示(平成2年法務省告示第145号)に追加的に教育機関を掲げる案件及び同告示に掲げられている教育機関のうち、外国人の受入れ教育機関として不適格であり、当該告示から削除する

### 第3編 委任, 請訓, 進達及び専決範囲

ことが相当であると認められる案件

第2

第3

第4 特定技能所属機関に係る欠格事由の認定に該当すると認められる案件（第9編の2第4章第6節第4の3（3）に掲げるものを除く。）

第5 特定技能所属機関が派遣元となり特定技能外国人を労働者派遣により受け入れる場合の派遣元に該当すると認められる案件

第6 別途、通達・通知により本庁が指定した案件

第7

## 第4節 その他

地方局長は、本章に掲げる各案件について、管下の支局長から直接、出入国在留管理庁長官等への進達、請訓、上申をさせることができる。

## 第3章 支局長及び出張所長の専決範囲

### 第1節 総則

第1 地方局長は、第2章に定める案件を除き、後記第2節から第5節までに定める案件について、管下の支局長又は出張所長に専決させることができる。

第2

第3

### 第2節 上陸審査

第1 支局長の専決範囲

[Redacted text block]

第2 出張所長の専決範囲

- 1 [Redacted text block]
- (1) [Redacted text block]
- (2) [Redacted text block]
- 2 [Redacted text block]
- (注) [Redacted text block]
- 3 [Redacted text block]

第3節 入国事前審査

第1 支局長の専決範囲

[Redacted text block]

第2 監理官たる出張所長の専決範囲

[Redacted text block]

第3 首席審査官たる出張所長の専決範囲

[Redacted text block]

第4 統括審査官たる出張所長の専決範囲

[Redacted]

## 第4節 在留審査

### 第1 支局長の専決範囲

[Redacted]

### 第2 監理官たる出張所長の専決範囲

[Redacted]

### 第3 首席審査官たる出張所長の専決範囲

1 [Redacted]

2 [Redacted]

3 [Redacted]

4 [Redacted]

(2) [Redacted]

5 [Redacted]

- 6 [Redacted]
- [Redacted]
- 7 [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

第4 統括審査官たる出張所長の専決範囲

- 1 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- [Redacted]
- (2) [Redacted]
- [Redacted]
- 2 [Redacted]
- [Redacted]
- 3 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- [Redacted]
- 4 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (2) [Redacted]
- [Redacted]
- 5 [Redacted]
- [Redacted]
- 6 [Redacted]
- [Redacted]

第3編 委任, 請訓, 進達及び専決範囲

- [Redacted]
- 7 [Redacted]
- (1) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]
- (2) [Redacted]  
[Redacted]

第5節 在留カードの再交付申請命令

第1 支局長の専決範囲

[Redacted]  
[Redacted]

第2 出張所長の専決範囲

[Redacted]  
[Redacted]